

小規模受水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱

平成17年11月24日生衛第514号保健福祉部長通知

一部改正 平成23年4月19日環衛第24号生活衛生部長通知

一部改正 平成25年2月26日環衛第359号生活衛生部長通知

一部改正 平成29年3月31日生衛第1031号生活衛生部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号。以下「条例」という。）第16条第2項の規定に基づき知事の指定に関する事務の適正を図るために必要な字句を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 条例第16条第2項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定検査機関」という。）の基準は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者であって、小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成7年神奈川県規則第56号）第14条の規定に基づく検査を適正に行うことができると認められる者とする。

(検査区域)

第3条 指定検査機関が小規模受水槽水道の管理の検査を行う区域は、法第34条の4の規定により準用する法第20条の4第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関登録簿に記載された区域のうち、市及び寒川町を除く神奈川県内の区域とする。

(指定の申請)

第4条 条例第16条第2項の規定に基づき知事の指定を受けようとする者は、指定申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第5条 指定検査機関は、第4条の規定による申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする指定検査機関は、指定申請書記載事項変更届（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(指定の解除)

第6条 指定検査機関は、第2条の指定基準に適合しなくなったとき又は小規模受水槽水道の検査業務を廃止したときは、速やかに指定の解除を知事に報告しなければならない。

2 前項の届出をしようとする指定検査機関は、指定解除申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による申請の有無にかかわらず指定を解除することができる。

(1) 第2条の指定基準に適合しなくなったとき。

(2) 指定の申請又は変更の届出において虚偽の申請又は届出を行ったとき。

(3) 条例第16条第2項に基づく検査において、指定検査機関による不正な行為があったとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。ただし、第3条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。